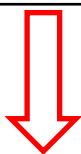


# 宅内排水設備工事の手続きの流れ

① 市川市指定排水設備工事業者の選択・見積り



② 市川市指定排水設備工事業者との工事請負契約

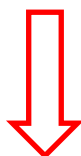


③ 確認申請の申請手続き



約 2 週間

④ 確認通知書受け取り



⑤ 工事着手



⑥ 完成申請書及び使用開始届手続き



約 4 週間（混雑時）

⑦ 検査・検査証発行

※上記の手順は、ご自宅が公道に面している方々若しくは私道工事が完了し、ご自宅前に管が入っている方々が対象になります。

ご自宅前に管が入っていない場合は、①より先に私道工事が必要になりますのでご注意ください。

## ① 市川市指定排水設備工事業者の選択・見積り

市川市の指定排水設備工事業者リストから業者を選択し、見積もり依頼をしてください。

- ☐ まず 2～3 社を選定し、各々見積りを依頼した上で、1 社を選択することをお勧めします。  
尚、業者選択に迷われた場合、市川市上下水道設備協同組合より紹介することができます。

## ② 市川市指定排水設備工事業者との工事請負契約

契約後のトラブルを避けるために、【工事内容、費用内訳、支払方法、アフターサービス等】の内容を十分に打ち合わせ及び確認行ってから、印を押してください。

- ☐ 複数の指定排水設備工事業者と契約した場合、違約金等のトラブル発生の原因となりますので、十分注意をしてください。

## ③ 確認申請の申請手続き

工事着手前に確認申請書を市川市に提出してください。

- ☐ 確認申請書の作成、手続きは契約した業者が代行しますが、トラブル等を避ける為書類の内容を十分に確認して、必ずご本人が署名捺印してください。
- ☐ 貸付制度を希望する方は、この段階で業者に申し出てください。 確認申請書と並行して手続きします。

## ④ 確認通知受け取り

市川市で審査を行い、問題がなければ確認通知書を発行します。

- ☐ 業者から、発行した確認通知書と工事図面を併せて受け取り、大切に保管してください。  
後日、修理等で必要になる場合がございます。
- ☐ 貸付制度の審査も行い、問題がなければ貸付決定通知をします。

## ⑤ 工事着手

通知書の発行後、業者が工事を着手します。

- ☐ 一般家庭の場合の工事期間は 3～5 日程度、水回りが利用できない期間は半日程度です。

## ⑥ 完成申請書及び使用開始届手続き

工事完了後 5 日以内に市川市に完成申請書、使用開始届を提出してください。

- ☐ こちらの手続きも業者が代行して行いますが、業者と連絡を取り必ず提出をお願いします。

## ⑦ 検査・検査証発行

適切な工事が行われているか、職員が訪問し検査を行います。

- ☐ 合格したら使用料賦課資料及び検査証をお渡しします。郵便ポストや雨どい等に貼り付けてください。